

歌に示された聖武朝史

——卷六・一〇二九～四三の配列をめぐつて——

新沢典子

一 はじめに

万葉集卷六の一〇二九から四三番歌には、大伴家持とそれ以下の身分の作者には「氏十姓十名」の卑称法が、身分の高い作者には尊称法が用いられており、その記載法が家持を基準に異なることから、家持側の資料出である可能性が高いと言わわれている。⁽¹⁾ このうち、一〇二九番歌の直前には、「十二年庚辰冬十月依大宰少弐藤原朝臣広嗣謀反発軍幸于伊勢國之時河口行宮内舎人大伴宿祢家持作歌一首」という題詞が据えられており、これ以下一〇三六番歌までの八首が、聖武天皇の東国行幸時によまれたひとつの歌群を成している。題詞の内容は、八首の歌の場である聖武の東国行幸と藤原広嗣の乱との関係を示しているわけだが、歌の背景にあたるこうした事情は、通常左注に記されるべき事柄であり、題詞に特記する例はきわめて珍しいといえる。

さて、聖武の東国⁽²⁾行きについて『統日本紀』を確かめてみると、天平十二年十月己卯（二十六日）の記事に、「朕縁有所意、今月之末、暫往関東、言非其時、事不能已。將軍知之、不須驚怪。」とあるのみである。広嗣の乱との関係に特には触れておらず、この点で、一〇二九番歌直前の題詞に示された認識⁽³⁾とかなり異なっている。乱は天平十二年の発起からふた月ほどを経た十月二十三日に鎮圧され、広嗣自身も聖武の河口到着の前日にあたる十一月一日に処刑されている。その事実は行幸中の聖武にも伝えられたはずだが、聖武は奈良へは戻らず、その後も東国各地を遍歴した。⁽⁴⁾ こうした事情を踏まえれば、この東国巡幸が果たして本当に広嗣の乱を受けてのものであったのかという点には疑問が残る。聖武の東国⁽⁵⁾行きの原因が何であったか、広嗣の乱と関わりがあるのか、今となっては知る由もないが、少なくとも当該部分の編者は、一〇二九番歌以下の歌の場である東国行幸を広嗣

の乱と関わるものと捉え、それをわざわざ題詞に記した
という点には留意すべきであろう。

当該の歌群に関しては、この題詞の他にも目立った特
徴が二点ある。

一つ目の特徴は、歌群の二首目（一〇三〇）と三首目
(一〇三一)に、実際の行幸と歌の内容との齟齬を指摘
する左注があるということである。まず、一〇三〇番歌
の左注には、「右一首、今案吾松原在三重郡。相去河口
行宮遠矣。若疑御在朝明行宮之時所製御歌伝者誤之歟。」
とある。すなわち、一〇三〇番歌により込まれている
「吾松原」の地は一〇二九番歌直前の題詞中にある河口
行宮から遠く離れている。河口在宮中に一〇三〇番歌の
ような吾松原を題材とした歌が読めるはずがない、とい
うように題詞の地名と歌の地名との齟齬を指摘している
わけである。一〇二九番歌直前の題詞は、家持作の一〇
二九番歌のみにかかるようにも、次に作歌年月が改めて
記される一〇三七番歌手前の題詞「十五年癸未……」ま
で及ぶように見えるのだが、左注の注記者は、歌群冒
頭の題詞が少なくとも一〇三〇番歌には及ぶと見ている
わけである。吉井巌氏『万葉集全注』が一〇三〇番歌の
解説に示したように、配列に疑問を呈するこの左注注記
の内容は、注記者が歌を配列した編者とは別の人物であつ

たことを示唆している。また、つづく一〇三一番の丹比
屋主真人の歌にも、「右案するに……」との左注が付さ
れている。そこには、作者丹比屋主真人が、行幸の中途
で天皇の命令によって帰京し、思泥の崎には赴かなかつ
たにもかかわらず、思泥の崎での作歌があるのはおかし
い、といった作者名に関する不審が述べられている。

論の冒頭でふれたように、この部分の編纂には家持が
関与している可能性が高い。そうだとすれば、行幸に從
駕したはずの家持は、丹比屋主真人が思泥に行つていな
いという事実を当然承知していたはずであり、左注注記
者の指摘するような「間違い」を犯すはずはない。この
ことはこれまでも度々問題とされてきたわけだが、この
部分が家持による編纂ということはやはり動かないであ
ろう。歌内容と事実とのずれは、編纂過程において、丹
比屋主真人がその地を踏んだか否かという事実関係より
も、歌の中に「思泥の崎」の地名があることが重視され
た結果なのではないか。⁽³⁾

編者である大伴家持が、当歌群をひとつの中題を持つ
た歌群として完成するため、これら二首（一〇三一・
三二）を意図的に取り込んだ可能性については、すでに
真下厚氏や影山尚之氏によつて指摘されている。真下論
文は、「歌群の題詞が「（行宮）」という形式で統一さ

れていこと、家持の第一・四・八首がそれを次々に受けゆくかたちとなつてゐること、狹殘行宮での家持の二首の歌が〈妻恋ひ〉と大君讚美の主題から成ること」などから、当歌群の歌は、実際の旅宴にあつて歌われた歌が「歌群記載の段階において、選ばれ、構成されたものと思われる。」とする。また、影山論文は、一〇二九番の家持歌が一〇三〇番の天皇御製歌に先に立つていることに注目し、「この歌群が単に手控えを残されているままに並べたというような無意識なものでなく、必ず編者によつて設定された主題の下に歌を取捨し配列する」という方法が採られており、八首が「明確な意図の下に配列された構造体である」としている。両氏の指摘するごとく、一〇二九番歌のみならず各行宮でよまれた歌が「（一）行宮大伴宿祢家持作歌〇首」という題詞をもち、そのうち一〇三四番歌を除くすべてが家持作歌から始まつてゐることを考えると、家持が自らの歌を行程に沿つて並べた後、歌に含まれる地名を手がかりに他の歌人の歌を挿入していったという具体的な編集プロセスが想定できる。すなわち、家持が手控えにあつた自らの歌を行程順に整理し、その後、歌に含まれる地名を参考に、他の歌人の歌を挿入していった、その結果、天皇御製歌が家持作歌の後に来たり、左注の指摘するような齟齬が生

じたりしたと考えられるのである。とするならば、家持が、配列する際に、天皇御製歌の位置や丹比屋主真人が思泥の崎に赴いていないといった事実関係よりも、歌の中の地名を優先した意味は、この歌群の主題を考える上で大変重要であると思われる。

二 歌群の主題 —聖武天皇の物語—

二一つ目の特徴は、当該の歌群の直後に、三年間の空白があるということである。周知のとおり、卷六は養老七年から天平十六年までの歌を年代に沿つて並べた巻であり、九九六番歌がよまれた天平六年以降も、十二年の東国行幸歌群までは、各年の歌がとぎれることなく並んでいる。にもかかわらず、この東国行幸歌群の直後には、天平十三年、十四年の歌が一首も載らず、十五年の詠歌である久迩京讃歌が置かれている。養老七年から天平十六年にかけて歌を欠く年は、天平元年、七年とこの十三、十四年のみである。当然のことではあるが、天平十二年十月から十五年八月までの約三年間に、他に一首の歌もよまれなかつたわけではないだろう。そうした歌がごとく載らず、十五年作の久迩京讃歌が三年間の空白を置いてここに載るわけである。

この久迩京讃歌は、歌として特別出来がよいといふ

けではなく、また、新都讃歌と言つても、短歌体であり、
公的な場の要請によつて作られた類のものではない。
『続日本紀』にも、この日について何らかの儀式が執り
行なわれたといつた記録はない。さらに、この久遠京讃
歌がよまれた天平十五年八月は、聖武が紫香楽におり久
遠京に不在であった期間にあたる。小野寛氏「久遠京の
歌」⁽³⁾に詳述されるとおり、久遠宮造営は、久遠・紫香楽
両宮の造営による財政的な行き詰まりから、家持の讃歌
が作られた四ヵ月後には未完成のまま中断され、翌年
(天平十六年)の二月には、難波を皇都とするという宣
言が出されている。家持の讃歌とはうらはらに、久遠宮
への遷都は実に不確かなものであつたわけである。

『続日本紀』が、こうした事情を細かく記す一方で、
万葉集の東国行幸歌群やつづく久遠京讃歌からは、そう
した不安要素は微塵も感じられない。藤原広嗣の乱を受
けて伊勢国の河口、狭浅、美濃国の多芸、不破といった
東国之地を巡り、乱を鎮圧し、その後、久遠京を造営し
た聖武天皇の一連の嘗みが浮かび上がつてくるのみであ
る。

歌の配列の描く聖武のこうした足跡は当時の人々に何
を想起させたであろうか。廣川晶輝氏は「高市皇子挽歌」
(一・一九九〇—二〇一)の表現から、不破行宮と壬申の

乱とを結びつけるコードが存在したことを見出された上で、
この歌群の一〇三六番歌の題詞にある不破の地名は「壬
申の乱を想起させるために布置されたのではないか」と
している。当歌群は、不破に代表されるような、題詞や
歌に示されたこうした地名をヒントに、広嗣の乱を受け
て伊勢国、美濃国を巡り、最終的に久遠京を治めた聖武
天皇の治天下への軌跡から、壬申の乱に勝利し吉野の地
を治めた天武天皇の英雄伝を想起させることとなつ
ているのではないか。

行幸歌群の直後に配された家持の久遠京讃歌の表現に
ついて、伊藤博氏「万葉集訳注三」に、「山と川とが充
足していることを述べるのも、環境の完全な姿をほめる
人麻呂以来の伝統である……古来、吉野についていうの
が習いになっていたものが、久遠京に対して用いられて
いる点が、新しい。」⁽⁴⁾という指摘がある。家持はなぜ吉
野を謳う常套表現を久遠京に対して用いたのだろうか。
単なる人麻呂に対する憧憬や、讃歌のパターンの踏襲と
いうのではなく、かかる表現の転用は、久遠京讃歌を吉
野讃歌に重ねて表現しようとする積極的な意識より生じ
たものと考えられる。壬申の乱と同じ行程を辿つたその
先に開かれた宮として、吉野宮のイメージに重ねること
で、久遠京の正統性が保証され、その統治者たる聖武天

皇には天武の神聖が付与されるわけである。

時間軸にそつて歌を並べるということは、作者の意図

を離れて、編者の歴史認識を記す行為に他ならない。そうしたことをもつともはつきり示しているのが、天皇の御世を示す題詞を立て、そのもとに各天皇代の歌を収載した卷一であった。二五番歌の題詞には「天皇御製歌」とのみあり、歌の作られた時も場も記されていないが、三吉野之耳我領尔^{みよしののみみかのみねにときなくぞ}、雪者零計類^{あめはぶりけるのゆきのときなむかと}、其雪乃^{そのゆきのときなむかと}、時無如^{まなむかと}、其雨乃^{そのあめのまなむかと}、間無如^{まなむかと}、隈毛不落念乍叙來^{くまもおちずおもひつづるそのやまとみを}、其山道乎^{そのやまとみを}。

(一・一五) *二六は「或本歌」

と歌われる吉野の地名と陰鬱な歌の響きは、大海皇子が天智天皇の真意を推し量って吉野へ隠遁したという即位前紀の物語を想起させる。

その一方で、この歌の直後には一転して明るい語調の
漱人乃良跡吉見而好常言師芳野吉見与良人四来三

(一・二七)

安積親王宴左少弁藤原八束朝臣家之日内舎人大
伴宿你家持作歌一首
久堅乃雨者零數念子之屋戸尔今夜者明而将去

(六・一〇四〇)

という一首が「天皇幸于吉野宮時御製歌」という題詞と共に配されており、左注には、吉野盟約が行われた天武八年五月の行幸での作である。「み吉野の」の歌から「淑き人」の歌へという配列は、当時の人々に、この二首の間にあつた、乱前夜から大海人皇子の勝利、そして

天武持統朝の幕開けという壬申の乱にまつわる一連の劇的な展開を思い起させたはずである。

卷六の当該部分は、卷一に記された天武朝史の再現であるかのごとく聖武天皇の御世を描き、歴史に保証された事実としてその神聖性を記し留めようとした歌群なのではないか。卷六が卷一を意識した歌卷であるとすれば、卷六に載る、広嗣の乱を受けての聖武東国行幸歌群との結果開かれた宮である久遠京に対する讃歌が、卷一に載る、壬申の乱にまつわる天武朝の物語に重なるように意識的に配列されている可能性も十分に考え得るであろう。

こうしたことは、久遠京讃歌以下の歌からも確かめられる。次の歌は、卷六において久遠京関係歌の直後に載るものである。まず題詞に注目したい。

一見、ごく普通の題詞のようだが、「作者とは別のある人物××がある場所で宴する日、作者○○が作った歌……首」という形式は、集中でも非常にめずらしく、他に見当らない。宴席歌の場合、題詞には「秋八月廿

日宴右大臣橋家歌四首」(六・一〇二四～一〇二七)の
ごとく、日付と宴が開かれた場、そして歌何首と記すのが一般的である。冒頭に作者とは別の人物の名を冠するという点で、当該の題詞と近いものに、「同月十一日左大臣橋卿宴右大臣比国人真人宅歌三首」(二十一・四四四六～四八)のように、「作者とは別のある人物××がある場所で宴する歌……首」と記した例がある(他に四三〇四題詞等)。しかし、こうした例の使用は、その人物(××)がその場にいたことを明示しなければ歌の内容が十分理解できない場合に限られるようである(例えば、四四四六～四八の例は、丹比国人真人の歌が諸兄を寿ぐ内容となっている)。以上のことから推察すると、巻六・一〇四〇番歌の題詞に安積皇子の名が記されたのも、この宴が皇子を囲んでのものであることをぜひとも記しておく必要があつたためだと考えられる。

一〇四〇番歌についてはもうひとつ注目すべき点がある。それは、作歌年月日が記されていないということである。すでに述べたとおり、巻六は基本的に作歌年代を配列の基準とする巻である。年代不明の歌も含んではいるが、「右年月不記 但傳從駕玉津嶋也 因今檢注行幸年月以載之焉」(九一九左注)のように、その位置に配する理由を積極的に示そうとする編纂態度を見てとるこ

とができる(他に九二七、九四七左注等)。そうした中において、この宴席歌は、編纂作業に関わったであろう家持自身の歌であるにもかかわらず、日付を欠いているのである。宴が催された日の日付を記録し忘れた、或いは脱落してしまったのだろうか。仮にそうだとすると、今度は逆に、作歌年月を基準とする巻六において、なぜこの位置に配されたのかという疑問が生じる。

これらのことが何に起因するのか、その原因を突き止めるることは難しい。しかし、いま、配列の結果を受けて言えるのは、天平十五年の久遠京讀歌の次に安積皇子の名を冠した題詞を持つこの歌が置かれることによって、当時の読者は、安積皇子がこの翌年、すなわち天平十六年に急逝したという悲劇を思い浮かべずにはいなかつたであろうということである。

先に見た東国行幸歌群と同様、この安積皇子主催の宴席歌以下の歌にも、編者の歴史認識が反映しているのではないか。巻六の一〇二九以下の東国行幸歌群から、久遠京讀歌、安積皇子主催の宴席歌をひとつつのテキストとして見たとき、そこには編者というフィルターを通した、天平十六年までの歴史が刻まれているように見える。次章では、一〇四一番歌以下の歌を具体的に検証してゆきたい。

三 歌群の主題 (一) — 安積皇子の物語 —

万葉集には、記紀歌謡と表現の類似する歌が複数載る。

そうした歌謡は、おそらく、当時の歌人に、歌にまつわる物語と共に広く知られていたと推察される。そう考えたとき、巻六の一〇四一から四三番歌がすべて「行きには行かじ待ちにし待たむ」(一〇四一)「一つ松」(一〇四二)「松が枝を結ぶ心」(一〇四三)というように、物語性を帯びた特定の歌を想起させる表現を含んでいることは注目に値する。そこから連想される表現類似歌三首がすべて、皇位を継承する資格を持ちながらそれがかなわなかつた皇子たちにまつわる歌である。

まず一〇四一番歌の末二句、「行きには行かじ待ちにし待たむ」は、明らかに、古事記歌謡の「君が行き日長くなりぬ山たづの迎へを行かむ待つには待たじ」(記八七)の表現を意識したものであろう。すでに立太子していたにも拘わらず臣下の支持を失い伊予に流された木梨輕太子に対し、同母妹の軽大郎女がよみかけたものとして有名な歌である。古事記の話では、最終的に二人はそろつて自害し、それによって安康天皇の即位が実現することとなる。

次に一〇四二番歌に目を移すと、「一つ松」という表

現が見える。大濱嚴比古氏によると、「一つ松」の表現は、記紀万葉を通して、ヤマトタケルのよんだとされる「尾張に向へる尾津の崎なる一つ松あせを」(記歌謡一九)に登場するのみであるという。ヤマトタケルは、その勇猛な性格ゆえに父である景行天皇に疎まれ、征西に統いて征東を命じられる。任を果たし大和へ向かう途中、息も絶え絶えによんだのがこの歌であった。歌の中には直接に悲しみを表す表現こそないものの、物語の中に置くと、一つ松に向けた「あせを」という呼びかけや、「太刀佩けましを衣着せましを」の表現が、尾張にも故郷にも辿り着けず一人孤独に死んでいった皇子の嘆きと無念さを一層強く印象付ける。廣岡義隆氏⁽¹³⁾は、春日藏首老の歌である「焼津辺に我が行きしかば駿河なる阿倍の市道に相ひし児らはも」(三・二八四)に、焼津が駿河の阿倍の市よりも都から離れているかのごとく歌われていることについて、この歌が、古事記のヤマトタケルの説話を出てくる相模国の焼津を念頭によまれたものだろうと推定した上で、「阿倍の市道に相ひし児等はも」は、或いは記歌謡一四の「火中に立ちて問ひし君はも」を響かせているかもしれない、としている。このことをふまえると、この焼津の地名と同じ様に、「一つ

「松」の表現も、皇位をつぐことのなかつた皇子ヤマトタケルの説話と共に、都人に広く知られていたと考えられる。

さらに、一〇四三番歌の「たまきはる命は知らず一つ
松結ぶ心は……」の表現は、有間皇子の作歌である、
磐白乃浜松之枝乎引結真幸有者亦還見武

(二・一四五)

を想起させる。周知のとおり、有間皇子は、有力な皇位繼承者の一人であったが、齊明四年、謀反を企てたとして紀温湯に護送される。その往路、岩代にて松の枝を結びつ自らの無事の帰還を祈りよんだとされるのが右の歌であった。結局、皇子は紀温湯より戻る途中、処刑される。この歌に対しても後に長忌寸意吉麻呂(一・一四三)や山上憶良(一・一四五)が追和の歌を寄せている。こうした追和歌の存在は、この話が當時いかに知られていたかを示すわけだが、そこにも「磐代乃崖之松

枝將結人者反而復将見鴨」(一四三)、「磐代之野中尔立有松情毛不解古所念」(一四五)、「鳥翔成有我欲比管見良目杼母人社不知松者知良武」(一四五)というよう、「結び松」あるいは「松」が必ずよまれている。

「結び松」は、赤兄に謀られ世を去つた有間皇子の悲運を象徴する表現だったのである。

このように、天平十六年の作とされる一〇四一から四三番歌の三首には、当時あってすでに伝説化していたであろう皇位繼承の資格を有しながら夭折した皇子を連想させる表現が集中する。三首うちでも特に、一〇四二と四三番歌に関しては、安積皇子と関わりの深い「活道岡」の地名を含む題詞で括られている。川崎庸之氏は、「活道」の地名が、当該の題詞以外に、大伴家持の安積皇子挽歌(天平一六年三月二十四日作)にしか表れないことから、当該二首の場である活道岡の集宴も、皇子の名こそ見えないものの、皇子を中心とする人々の集まりであつたと推定している。この宴に皇子自身が参加していただどうかは定かでないが、活道岡での宴が皇子に関わるものであつたことは確かであろう。そうだとすると、後に万葉集のこの部分を編纂する際、皇子の薨逝した天平十六年の作歌として活道岡での宴歌を置くのには、格別の思いがあつたに違いない。

こうして見ると、先の一〇四〇番歌の題詞に安積皇子の名が記されていたのも、これらのことと無関係とは思われない。まず、安積皇子の名を含む題詞があり、次に安積皇子の薨じた天平十六年の作として、皇位繼承者でありながら若くして死に至つた皇子を連想させる歌が続く。そのうち二首は、安積皇子にゆかりの深い活道岡で

の作歌であることを示す題詞で括られているのである。

ここには、直接的に安積皇子を偲ぶ歌もなければ、そうした記述もない。しかし、こうした配列は、当時の人々に、その年に夭折した安積皇子の生前の姿と直後に待つ死を連想させずにはいなかつたのではないか。

もちろん、一〇四一の歌は、作歌時点では、男女間の思慕の表現を用いることで、自邸への訪問を促がした挨拶歌にすぎなかつたのかもしれない。しかし、テキストの一部となつたとき、それとは全く異なるあらたな意味合いを帯び得るのである。

ただ、卷六の一〇四一から四三番歌は安積皇子の死後でなく、皇子が薨するひと月前にあたる天平十六年正月に作られている。一〇四三番歌の「たまきはる命は知らず」という命のはかなさを歌った表現が、果たして皇子の健康を憂慮してよまれたものか否かという点が長い間議論されてきたのも、そうした事情をふまえてのことであつた。もちろん、作歌時点で、直後に起るべき皇子の運命が予想されたとは考えにくい。しかし、安積皇子の悲劇を語るのは、死に先立つてよまれた一首一首の歌ではない。歌の配列、すなわち卷六というテキストである。卷六のこの部分が編纂されたのは、天平十六年から十七年頃であろうが、この時、天平十六年初頭の歌々を

並べるにあたつて皇子の死が意識されなかつたはずはない。卷六の編纂に関わつたのが安積皇子に氏の運命を託し絶大な期待を寄せていた家持であればなおさらである。家持には、直接に安積皇子の死を悼んだ自作歌（三・四七五～四八〇）があり、卷三の挽歌部に収められてくる。家持はそこで「挂巻母綾尔恐之言巻毛斎忌志伎可物……」という人麻呂の高市皇子挽歌の冒頭や、「吾王御子乃命」のごとく、草壁皇子挽歌を意識したと思わせる表現を用い、安積を「皇子の命」とよんでゐる。橋本達雄氏は「人麻呂的挽歌制作に意欲を燃やしたのは……人麻呂以来断絶していた宫廷挽歌の伝統をこの機に継承・復活しようという、家持の専門歌人的な強い自覺に支えられていたことを思つてみなくてはなるまい。」とするが、単なる人麻呂的挽歌表現の継承と見たのではなく十分であろう。先に、聖武の東国行幸と久迩京造営にまつわる一〇二一九から三九番歌が、壬申の乱から吉野宮統治に至る天武の偉業と二重書きになるよう意識的に配列されている可能性について触れたが、その久迩京関連の歌の直後に、安積皇子を想起させるような題詞や歌が並んでいるのである。家持は、聖武を天武に、聖武の皇子たる安積を、高市や草壁といった天武の皇子たちに重ねていたのではないか。

安積皇子挽歌は、さうに「吾王御子乃命万代尔食
賜麻思大日本久迩乃京者……」と続く。『続日本紀』によると、天平十年一月に阿倍内親王が立太子しており、安積は実際の皇位繼承者ではなかった。にもかかわらず、家持は、あくまでも自作歌の中で久迩京を治めるはずだった皇子として安積を歌うのである。家持は、皇子挽歌において、安積の死を天武の皇子の死に准えて歌い上げたのと同じように、雑歌の巻たる巻六では、歌の配列によって、安積皇子の死を、聖武から皇位を繼承するはずだった皇子夭折の悲劇として記し留めようとしたのではないだろうか。

四 歌の配列に示された聖武朝史

いま一度、聖武天皇東国行幸歌群に目を転じ、以下、活道岡でよまれた歌群までを通してみると、その配列は、東国を廻り広嗣の乱を制し久迩京を治めた聖武天皇の足跡と、その統治を引き継ぐはずだった安積皇子の死を語っているように見える。

巻六の歌の配列は時の流れに忠実である。しかしそれは単に歌を年代順に並べたものではない。そこには、編者歴史認識が色濃く反映しているのである。

過去に読まれた歌を時間軸に沿って配列する場合、恣意的であるか否かに拘わらず、選ばれた歌やその並びには、それを成した人物の主観的過去、言い換えれば歴史観が自ずと反映される。家持の歌日記的巻といわれる末四巻には、単に歌を日付順に集めたというのではなく、時間を逆手にとって、歌集の上に新たな歌の場を創作してゆくような積極的な試みが観察される。そうしたことは、伊藤博氏「大伴家持の手法」⁽¹⁵⁾や真下厚氏「國守巡行の歌一大伴家持天平二十年諸群巡行歌群をめぐって」⁽¹⁶⁾等、先学によって具体的に明らかにされてきたとおりである。家持は、題詞や左注、配列といったコンテキストが、失われた歌の場を復元するだけでなく、歌に新たな、場合によってはフィクションナルな場を与えるということに非常に意識的であったといえる。とするならば、鉄野昌弘氏が「大伴家持論（前期）—「歌日誌」の編纂を中心」⁽¹⁷⁾において示した「それは確かに一連として読まれるべきであり、それがその間の家持の生、或いは歌人としての成長の軌跡を描いているように見える。しかしそれを「日誌」と呼ぶならば、それが家持自身の意志によって作り出されていることを認めなければならないだろう。……演出された生を読まされているに過ぎない可能性を、常にどこかで意識しておかねばなるまい。」という視座は、ただ歌日記的巻にのみならず、巻六のよ

うな巻にこそ必要といえるのではないだろうか。

(注)

(1) 伊藤博『万葉集釈注三』〈巻六・一〇四三の語釈〉(一九九六年五月、集英社)。

(2) この点については、吉井巌氏『万葉集全注巻第六』(一九八四年、有斐閣)、真下厚氏「天平十二年聖武東国巡幸歌群考—〈妻恋ひ〉の歌のはたらきをめぐって—」(『城南國文』第一〇号、一九九〇年一月)に言及がある。

(3) この行幸については、広嗣の乱を受けての単なる逃避行動ではなく、恭仁京(久遠京)造営に向けて周到に計画されたものであったが、ト占によって天平十三年末に恭仁京に入ること、またそのルートが細かく指定されていたために、東国を迂回する一見不可解な行幸となつた、と見る見方もある(水野柳太郎氏「関東行幸と恭仁遷都」『日本歴史』第六七六号、一〇〇四年九月)。

(4) 吉井巌氏『万葉集全注巻第六』(前掲注2)〈一〇三〇左注の解説〉。

(5) 「屋主」については筆録の際に「家主」を誤ったと見る説があるが(『古義』『注釈』『釈注』、行幸に従駕した家持がこうした誤りを犯すとは考えにくい。当該歌中には確かに「思泥崎」の地名が見える。しかし、それが直接、思

泥崎での作であることを示すわけではなく、当該歌がこの行幸中に、屋主によって作られた可能性は否定できない。よって本論は誤写説をとらなかつた。

(6) 真下厚氏前掲(注2)論文。

(7) 影山尚之氏「聖武天皇「東国行幸時歌群」の形成」(『解釈』四四九集、解説学会、一九九二年八月)。

(8) この点については、影山氏も前掲(注7)論文に、「当初の歌群は家持関係歌のみで成り立つて」おり、そこに「B・C二首(一〇三〇・三一番歌〈引用者補〉)が補入されて、新たな意味が歌群に付与され」たとの見解を示している。

(9) 小野寛氏「久遠京の歌」(『大伴家持研究』、一九八〇年三月、笠間書院)。

(10) 廣川晶輝氏「聖武天皇東国行幸從駕歌群論」(『国文学言語と文芸』一一五、一九九八年一一月)。後に『万葉歌人大伴家持一作品とその方法』(一〇〇三年五月、北大図書刊行会)に収載。

(11) 伊藤博『万葉集釈注三』〈巻六・一〇三七の釈文〉。

(12) 大濱巌比古氏『万葉幻視考』第四部第一章「非命の皇子たち」(一九七八年一月、集英社)。

(13) 廣岡義隆氏「文芸地図」(『美夫君志論攷』、一〇〇一年九月、おうふう)。

(14) 川崎庸之氏『記紀万葉の世界』Ⅱ章「大伴家持」(一九八二年一〇月、東大出版会)。

(15) 橋本達雄氏『大伴家持 天平の孤愁を詠ず』第三章「政局の推移と作歌」(一九八四年一一月、集英社)。

(16) 伊藤博氏「大伴家持の手法」『万葉』第一〇七号、一九八四年三月)。

(17) 真下厚氏「国守巡行の歌—大伴家持天平二十年諸群巡行歌群をめぐって—」『上代文学』六四号、一九九〇年四月)。

(18) 鉄野昌弘氏『セミナー万葉の歌人と作品』第八巻大伴家持(一)(一〇〇一年五月、和泉書院)。

(しんざわ・のりこ／中部大学非常勤講師)